一般社団法人 全国農協保証センター　定款

平成２５年４月　１日　制 定
平成２７年６月１９日　変 更
令和　２年８月２０日　変 更
令和　７年６月２６日　変 更

第１章　総則

（名称）

第１条　本法人は、一般社団法人全国農協保証センター（以下「センター」という。）と称する。

（事務所）

第２条　センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目的）

第３条　センターは、農業協同組合若しくは都道府県信用農業協同組合連合会（以下「農協等」という。）又は農林中央金庫（以下「融資機関」という。）の貸付けに係る農業信用基金協会等の保証債務を保証すること及び農協等の貸付けに係る借入者（以下「借入者」という。）の債務を保証することにより、農業協同組合の組合員その他の者（以下「組合員等」という。）に対する資金の融通を円滑ならしめ、もって組合員等の生活の安定と経営の改善に資することを目的とする。

（事業）

第４条　センターは、前条の目的を達成するため、次の事業（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第２条第３項の農業近代化資金等に係るものを除く。）を行う。

（１） 会員たる都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）及び農業協同組合の組合員の生活に必要な資金につき保証することを主たる事業とする都道府県知事の設立許可を受けた法人であって農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる出資者となっているもの（以下「県センター」という。）が融資機関に対して負担する保証債務の保証

（２）借入者が農協等に対して負担する債務の保証

（３）前二号に掲げる事業に附帯する事業

２　前項の事業は、日本国内において行うものとする。

３　第１項第１号及び第２号に規定する業務の方法は、総会の決議で定める業務方法書に定める。

第２章　　会員

（会員の資格）

第５条　センターの会員たる資格を有する者は、次のとおりとする。

（１）基金協会

（２）県センター

（３）農業協同組合

（４）都道府県信用農業協同組合連合会

（５）農林中央金庫

２　前項第２号の県センターは、一般社団法人静岡県農協保証センター、一般社団法人愛知県農協信用保証センター、一般社団法人三重県農協信用保証センター及び一般社団法人岡山県農協信用保証センターとする。

３　第１項第３号の農業協同組合は、合併により一の都道府県の区域を地区とする農業協同組合になるに至った結果、当該都道府県の区域を地区とする信用農業協同組合連合会が消滅する区域を地区とする農業協同組合とする。

４　第１項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第６条　センターの会員になろうとする者は、理事会において別に定める加入申込書に次の書類を添えて理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（１）定款

（２）代表者の氏名及び住所を記載した書面

（３）その他センターが必要と認めた書類

（再保証等寄託金）

第７条　会員は、１口以上の再保証等寄託金を預け入れなければならない。

２　再保証等寄託金１口の金額は、１万円とする。

３　再保証等寄託金は、現金をもって、全額一時に預け入れるものとする。

４　会員が任意退会、除名及び会員資格を喪失した場合は、センターに対して預け入れられた再保証等寄託金は、これを返還しない。

５　再保証等寄託金は、センターが解散した場合において、再保証等寄託金の返還に係る債務以外の債務を弁済した後に、解散の時における会員の再保証等寄託金の総額を限度とし

て当該会員の預入割合に応じて当該会員に返還するものとする。

（会員の権利義務）

第８条　会員は、センターの事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。

（任意退会）

第９条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

２　前項の規定により退会しようとする会員は、６月前までにセンターに書面をもって予告し、退会することができる。ただし、センターが当該会員の債務を保証している場合又は当該会員に代わって債務を弁済したことにより当該会員に対し取得した求償権を有する場合は、この限りでない。

（除名）

第10条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

（１）この定款又は業務方法書に違反したとき。

（２）再保証等寄託金の預け入れその他会員としての義務の履行を怠ったとき。

（３）センターの事業を妨げ、又はセンターの信用を失わせると認められる行為をしたとき。

（４）その他除名すべき正当な事由があるとき。

２　理事長は、除名の決議があったときは、その旨を会員に通知するものとする。

（会員資格の喪失）

第11条　前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）総会員が同意したとき。

（２）当該会員が解散したとき。

（負担金）

第12条　センターは、総会において定めるところにより、負担金を徴求することができる。

（会員の名簿）

第13条　センターは、別に定める様式により会員名簿を作成し、これをセンターの主たる事

務所に常置するものとする。

２　前項の会員名簿は、会員に異動を生じた都度、これを訂正するものとする。

（届出）

第14条　会員は、次の事項について変更があったときは、遅滞なく、その旨をセンターに届け出なければならない。

（１）農業協同組合、都道府県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫にあっては、名称、主たる事務所又は代表者の氏名若しくは住所

（２）基金協会又は県センターにあっては、定款、業務方法書、名称、主たる事務所又は代表者の氏名若しくは住所

第３章　　総会

（構成）

第15条　総会は、すべての会員をもって構成する。

２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権限）

第16条　総会は、次の事項について決議する。

（１）会員の除名

（２）理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（３）理事及び監事の報酬等の額

（４）事業計画及び収支予算の承認

（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

（６）定款の変更

（７）解散及び残余財産の処分

（８）その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第17条　総会は、定時総会として毎年度６月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

第18条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

２　総会員の５分の１以上をもって、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

３　総会の招集は、少なくともその開催日の２週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第19条　総会の議長は理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、他の理事がこれに当たる。

（議決権）

第20条　総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（決議）

第21条　総会の決議は、総会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）会員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（議決権の代理行使等）

第22条　会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の書面は、総会の日の前日までにセンターに到達しないときは、無効とする。

３　第１項の代理人は、代理権を証する書面をセンターに提出しなければならない。

４　第１項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

（議 事 録）

第23条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第４章　　役員及び会計監査人

（役員及び会計監査人の設置）

第24条　センターに、次の役員を置く。

（1）理　事　　6名以上10名以内

うち理 事 長　1名

常務理事　1名

（2）監　事　　2名以内

2　前項の理事長及び常務理事をもって法人法上の代表理事とする。

3　センターに、会計監査人を置く。

（役員及び会計監査人の選任）

第25条　理事及び監事並びに会計監査人は、総会で選任し、理事及び監事は次の者のうちから選任する。

（1）会員たる法人の事業を執行する役員

（2）農協金融に関する学識経験を有する者

2　理事及び監事並びに会計監査人は、相互に兼ねることができない。

3　理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第26条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長及び常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、各自センターを代表する。

3　常務理事は、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4　理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会計監査人の職務及び権限）

第28条　会計監査人は、法令で定めるところにより、センターの貸借対照表及び正味財産増

減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員及び会計監査人の任期）

第29条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

（役員及び会計監査人の解任）

第30条　理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

2　監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される総会に報告するものとする。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第31条　理事の報酬等は、総会において定める総額の範囲内で理事会において定める。

2　監事の報酬等は、総会において定める総額の範囲内で監事の協議によって定める。

3　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

（責任の免除）

第32条　センターは、理事会の決議によって、理事及び監事並びに会計監査人（理事及び監事並びに会計監査人であった者を含む。）の法人法第111条第１項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

２　センターは、外部役員及び会計監査人との間に、法人法第111条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条第１項に定める最低責任限度額を限度とする。

第５章　理事会

（理 事 会）

第33条　センターに理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第34条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第35条　理事会は、理事長が招集する。理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、他の理事がこれを招集する。

２　理事会の招集は、少なくともその開催日の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

（議長）

第36条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは常務理事が、理事長、常務理事ともに事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い、他の理事がこれに当たる。

（決議）

第37条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　事務局及び職員

（事務局及び職員）

第39条　センターに事務局を置く。

２　事務局に関する規程は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

３　職員は、理事長が任免する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第40条　センターの事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（資産の構成）

第41条　センターの資産は、次に掲げるものによって構成する。

（１）再保証等寄託金

（２）寄附金

（３）負担金

（４）事業に伴う収入

（５）資産から生ずる収入

（６）その他の収入

（資産の管理）

第42条　センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、次条に規定するほか、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（資金の運用）

第43条　センターは、資金を次の方法によって運用するものとする。

（１）農林中央金庫、都道府県信用農業協同組合連合会又は銀行への預金
（２）国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券の保有
（３） 金銭信託（元本補てん契約のあるものに限る。）又は貸付信託の受益証券若しくは社債券の保有

（経理の区分）

第44条　センターは、第４条第１号に掲げる事業及び同条第２号に掲げる事業ごとに区分して経理するものとし、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

（長期借入金）

第45条　センターが、長期借入れ（返済期限が１年以上の借入れをいう。）を行う場合には、総会の決議を受けなければならない。

（事業計画及び収支予算）

第46条　センターの事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第47条　センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、定時総会開催の日の２週間前までに監事の監査を受け、かつ、第３号から第５号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告書
（２）事業報告書の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）正味財産増減計算書
（５）貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

２　監事及び会計監査人は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、各々監査報告書を作成して、理事会の承認を経て、定時総会に提出しなければならない。

（剰余金の分配の禁止）

第48条　センターは、剰余金の分配を行うことができない。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第49条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第50条　センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第51条　センターが清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

（１）　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律上の公益社団法人又は公益財団法人

（２）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人

第９章　　備え置き書類

（備え置き書類）

第52条　主たる事務所には、定款及び会員名簿を常時備え置きするほか、次に掲げる資料を当該各号に定める期間備え置きするものとする。

（１）第47条第１項の書類　　総会の日の２週間前の日から５年間

（２）監査報告　　総会の日の２週間前の日から５年間

（３）会計監査報告　　総会の日の２週間前の日から５年間

（４）総会議事録　　総会の日から10年間

（５）理事会議事録　　理事会の日から10年間

（６）その他法令で定められた書類　　法令で定められた期間

第10章　　公告の方法

（公告の方法）

第53条　センターの公告は、電子公告により行う。

２　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官

報に掲載する方法による。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この附則において「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の理事長は倉光一雄、常務理事は青木松則、会計監査人は武内史衛とする。

附　則（平成27年6月19日　変更）

この定款の変更は、平成27年6月20日から施行し、この定款の施行の日以後、最初に開催する総会の日から適用する。

附　則（令和2年8月20日　変更）

この定款の変更は、令和3年1月12日から施行する。

附　則（令和7年6月26日　変更）

この定款の変更は、令和8年2月24日から施行する。